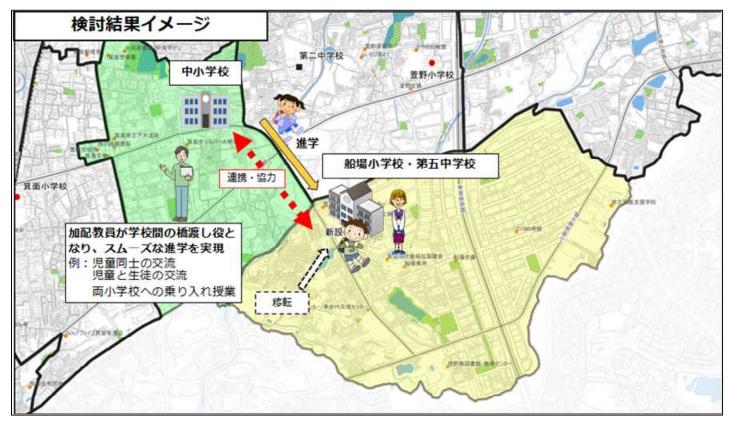


市立病院跡地に新設する学校について(教育委員会での検討結果)

検討結果

- 第五中学校を市立病院跡地に移転し、新設小学校と併せた施設一体型校舎を建設します。 これにより、第五中学校区は、施設一体型(船場小・五中)と施設分離型(中小)の 『複合型校舎』となります。
- 複合型校舎における小中一貫教育をさらに進めるために、本市では初めてとなる取り組み(※)を複数実践していきます(P5以降に記載)。また、ここで得た経験を全市に波及させていくことで、全ての中学校区において小中一貫教育のさらなる推進を図ります。



(※)新設校開校前の段階から、既存の施設分離型の中学校区等で先行して取り組みを実践していく施策もあります。

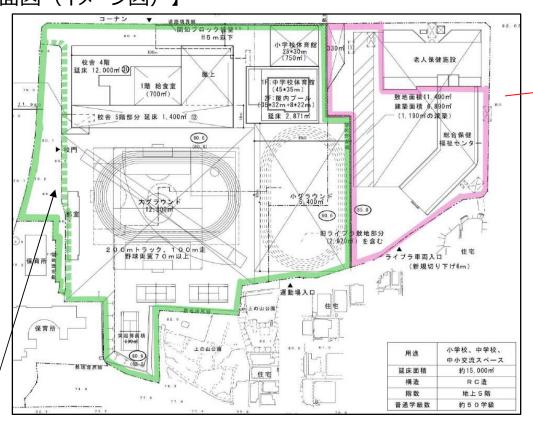
平面図(イメージ)

■ 想定している学校規模

- 船場新設校の敷地は、現在の箕面市立病院の敷地に加え、総合保健福祉センターの敷地の一部を活用する想定です。その場合の敷地面積は約32,000㎡です。
- また、今後の総合保健福祉センターの活用方法次第では、さらに学校用地を拡張できる可能性があります(最大約40,000㎡)。

※拡張可能用地は、老人保健施設や保育所を除く敷地を活用した場合で概算の面積を算出しています。

【平面図(イメージ図)】



- ◆ 緑色囲みの部分で約32,000㎡
- ◆ 緑色囲みとピンク囲み部分を含めて約40,000㎡

※矢印箇所(破線左側)は、市立病院(新設校予定地)の敷地内ですが、隣接する保育所までの動線としても利用されています。 新設校開校後も、新設校だけでなく保育所までの動線としても引き続き利用できるよう、配慮した設計にしていきます。

学校規模

教育委員会事務局の児童生徒推計では、2035年時点の児童生徒数は以下の人数を見込んでいます。

学校	児童生徒数	クラス数
中小学校	299人	12学級
船場小学校	685人	23学級
第五中学校	492人	14学級

- ※校区内の全ての子どもが市立小・中学校に就学した場合の人数です(私立小・中学校や府立支援学校への進学は加味していません)。
- ※この推計は、5年刻みで人口推計を算出している「箕面市人口ビジョン」をもとにしているため、開校年の2032年の児童生徒数は 算出できません。そのため開校直後の2035年の児童生徒数を記載しています。

第五中学校区における 小中一貫教育の取り組みについて

(施設一体型校舎へのスムーズな進学を実現するための施策等)

1. 学園構想

【概要】

- 第五中学校・中小学校・船場小学校で「学園」を構成します。
- 学園内の教職員は、中小学校・船場小学校・第五中学校を兼務します。
- 学園構想や兼務発令は「中学校区での取り組みを進めやすくするための枠組」であり、これだけで小中一貫教育に関 する大きな効果を見込むものではありません。次ページ以降の具体的な小中一貫教育施策と組み合わせ、効果的な取 り組みにしていきます。

学園構想

船場小学校 • 第五中学校 (施設一体型校舎)







本務:船場小学校

兼務:中小学校、第五中学校

本務:第五中学校

兼務:中小学校、船場小学校

中小学校



本務:中小学校

兼務:船場小学校、第五中学校

※兼務発令で期待される効果

- 乗り入れ授業実施のために必要な手続きが省略されるなど、取り組みのためのハードルを下げる効果があります。
- 教職員の「中学校区で子どもを育てる意識の醸成」が期待できます。

2. 中学校区全体で学園と関わる仕組みづくり

■ 学園協議会の導入

- 従来どおり、「第五中学校の協議会」「中小学校の協議会」「船場小学校の協議会」を実施することに加えて、学園全体を一体的に 捉えた学園協議会も実施します。
- 家庭や地域のかたにも、学園全体の状況を知ってもらい、9年間の育ちを一緒に意識していただくことで、家庭・地域・学校の三者で協力しながら9年間を意識した育成を行っていくことを目的としています。

(開催イメージ)







※第五中学校区以外の学校についても中学校区単位の学校協議会の導入を検討しており、令和6年度以降の実施を目指しています。

■ 中学校授業参観の実施

中小学校の保護者も、同じ学園として、船場一貫校の授業参観に参加できます。進学前に第五中学校の様子を見ておくことで、子どもの9年生までの成長の見通しがつけやすくなるというメリットがあります(希望者のみの参加です)。

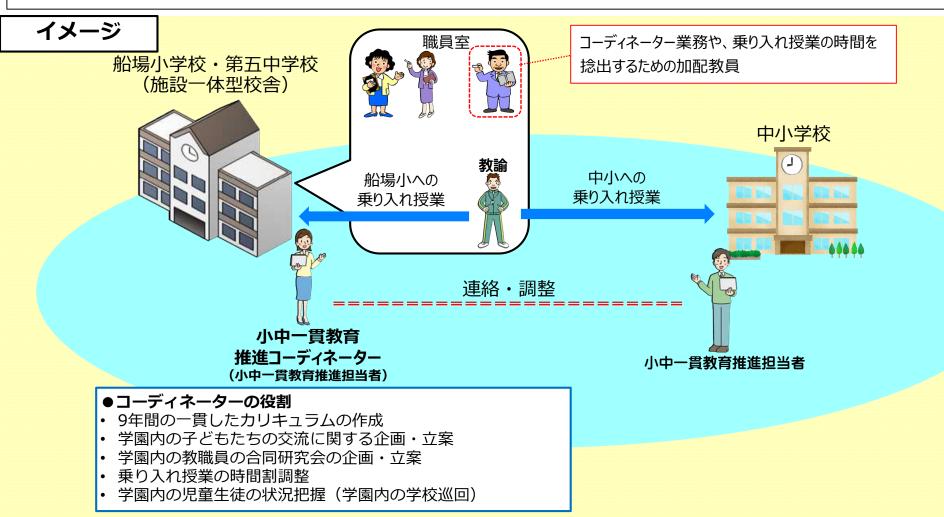
■ その他の施策(学校新設にかかる基本構想時に検討する予定の内容)

- 新設校に、中学校区の地域団体が使用できる活動拠点の整備を検討していきます。
- 地域に開かれた学校として、施設開放事業(多目的ホール・会議室・運動施設などの貸し出し)の実施を検討していきます。

3. 小中一貫教育推進コーディネーターの配置・乗り入れ授業の実施

【概要】

- 中小学校・船場小学校・第五中学校の連携に関する、企画・調整役として、『小中一貫教育推進コーディネーター』を配置します。
- 小中一貫教育推進コーディネーターは「小中一貫教育推進担当者」と協力し、学校連携に関する企画・運営や、乗り入れ授業のための調整業務を行います。
- またコーディネーターとは別の教員が、第五中学校から中小学校・船場小学校への『乗り入れ授業』を実施します。
- これらのコーディネーター業務や乗り入れ授業の時間を捻出するため、1名の教員を追加で配置します。



4. 小・中学校の子ども同士、教職員同士の交流促進

小中一貫教育は、中学校区内の教職員の連携協力がベースになります。また、小学生同士の交流や小学生と中学生の交流により、中学校への円滑な接続が期待されます。

■中学校区の交流活動に特化した交付金制度の創設(既存制度のリニューアル)

既存交付金制度である「教育活動充実事業費交付金」制度を改正し、違う学校の子ども同士、また異校種の教職員同士の交流に特化した交付金制度を創出します。

学校独自では予算の関係で踏み出しにくい小小交流や小中交流も、予算を確保することで、実施しやすくします。

■中学校登校の実施

- 中小学校の高学年児童が、定期的に船場一貫校に登校し、船場一貫校で授業を受ける機会を作ります。
- 中小学校の児童が船場一貫校で授業を受けるための教室を、船場一貫校に整備する予定です。

■中小学校での小・中学生の交流

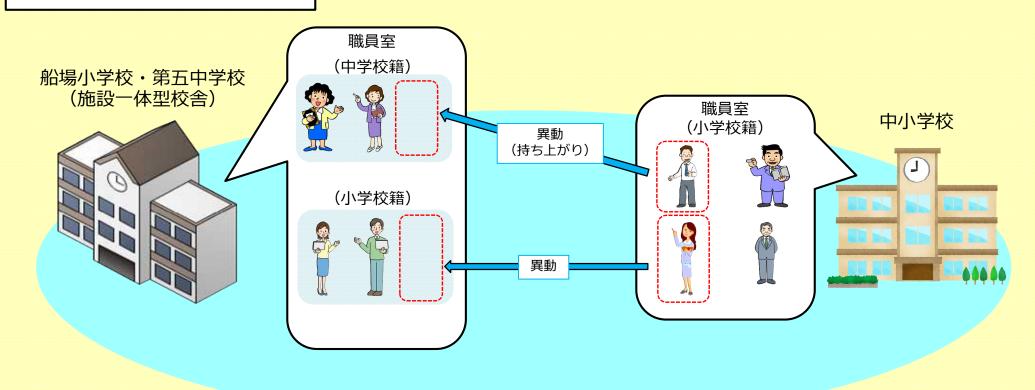
- 小小交流・小中交流を行うためのスペースとして、中小学校の敷地も活用します。
- 中小学校については、単に授業を受けるスペースではなく「中小学校にしかないもの」を設けることで、船場小学校・第五中学校の子どもたちや教職員自身が「中小学校に行きたい」と思える仕掛けを検討していきます。
- 具体的な設備については、今後の基本構想の中で検討を進めていく予定です。

5. 船場学園内での人事異動

【概要】

- 人事異動の際には、船場学園内での異動(特に中小学校から船場小学校への異動)を意識した配置を行います。
- 例えば、中小学校の教職員が船場小学校に異動することで、中小学校から第五中学校に進学した子どもにとっても学校内に「知っている先生がいる」状態を作ることができます。
- また、現在行っている小学校6年生の担任が中学校1年生に持ち上がる「持ち上がり人事」についても、継続して取り組んでいきます。

イメージ(人事異動の時期)

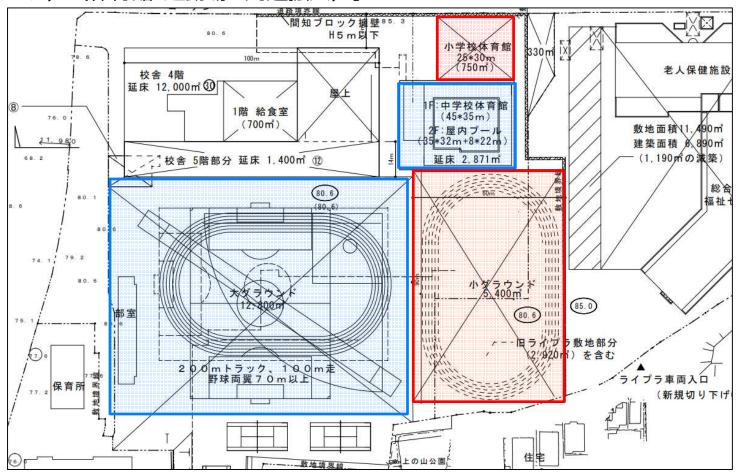


6. 学校施設の充実

■ 運動場・体育館・特別教室の整備

- 施設一体型校舎においても、9学年それぞれがスムーズに活動できるように、小学校用・中学校用それぞれの運動場・体育館を整備します。
- 理科室などの特別教室についても、既存の施設一体型小中一貫校と同様、小学校用・中学校用の教室の整備を 予定しています。

【平面図(イメージ)(体育館・運動場の周辺拡大)】



7. 他の中学校区への波及

■「小中一貫教育の研究機能」整備

- 中小学校・船場小学校・第五中学校の学園を「小中一貫教育研究指定校」に位置づけ、小中一貫教育における取り組みを優先的に実施し、その成果や手法についての研究を進めます。
- そのために必要な設備(会議室・討議スペース・オンライン設備)の整備も検討しています。
- また、この学園での研究成果については、研修等を通じて他の中学校区に波及させていきます。

■施設一体型小中一貫校での勤務機会の増加と、計画的な人事異動

- 学識経験者からのヒアリングや、箕面市教員へのアンケート結果からも、施設一体型小中一貫校での勤務経験が、「義務教育9年間を見通した指導を行う意識」に良い影響を与えていることがわかっています。
- 新設校を、市内3校目の施設一体型校舎とすることで、教職員が施設一体型小中一貫校で勤務できる機会を 増やすことができます。
- また、人事異動の際に、施設一体型小中一貫校での勤務経験の有無も考慮することで、施設一体型小中一貫校での経験を施設分離型校舎の中学校区にも波及させていくことが期待できます。

今後のスケジュール

R6.2~3

●条例改正

箕面市立小・中学校設置条例の改正を市議会に提案。条例改正をもって最終決定

R6.4~ R7.3頃 ●基本構想・基本計画

どのような学校にするかの方針や学校規模等、設計のための条件をまとめる。

R7.4~ R8.9頃 ●基本設計

基本計画を踏まえ、設計条件を整理し、施設の配置・機能・デザイン等を明確にしていく。

R8.10~ R10.3頃 ●実施設計・造成設計

基本設計に基づき、詳細な設計を進め、工事が実施できる設計図書を作成

R10.3~ R11.7頃 ●病院解体工事

市立病院移転後、病院の解体工事を行う。

R11.5~ R12.5頃 ●造成工事

建物を建てるための整地や擁壁工事などを行う。

R12.1~ R14.1頃 ●校舎建築工事

新しい校舎を建設する。

R14.2頃

開校準備

R14.4

新設校開校

新設校開校までに時間があることから、第五中学校区の小中一貫教育に関する取り組みについては検討を続け、 随時ブラッシュアップしていきます。